

医整第 8 0 8 号
令和 6 年 1 2 月 3 日

関係機関の長 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」等の公布に伴う
雇用仲介事業利用にあたっての留意事項等の周知協力依頼について

このことについて、厚生労働省職業安定局需給調整事業課長等から別添のとおり事務連絡がありましたので、内容を御了知ください。

[医療整備課]

所属名	電話	FAX
医療整備課医事係	058-272-1111(3240)	058-278-2623

[保健所] ※保健所へ問合せする際は管轄保健所へお願いします

保健所名	担当係名	電話	FAX
岐阜保健所	管理医事係	058-380-3001	058-371-1233
西濃保健所	管理医事係	0584-73-1111(263)	0584-74-9334
関保健所	管理医事係	0575-33-4011(353)	0575-33-4701
可茂保健所	管理医事係	0574-25-3111(353)	0574-28-7162
東濃保健所	管理医事係	0572-23-1111(352)	0572-25-6657
恵那保健所	管理医事係	0573-26-1111(261)	0573-25-1174
飛騨保健所	管理医事係	0577-33-1111(303)	0577-34-8327
岐阜市保健所	医務薬務係	058-252-7187	058-252-1280